

千葉市立青葉病院医療ガス安全管理委員会設置要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、千葉市立青葉病院における医療ガス（診療の用に供する酸素、各種麻酔ガス、吸引、医療用圧縮空気、窒素等をいう。）設備の安全管理を図り、患者の安全を確保することを目的とする。

(委員会の設置)

第2条 前条の目的推進のため、医療ガス安全管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会は、委員長及び副委員長並びに委員4名をもって組織する。
- 3 委員長は、麻酔科部長又はそれに準ずる職にある者をもってこれに充てる。
- 4 副委員長は、手術室師長又はそれに準ずる職にある者をもってこれに充てる。
- 5 委員は、看護師、薬剤師、臨床工学技士の職にあるもの及び事務局管理班とする。
- 6 委員長に事故ある時は、副委員長が職務を代理する。

(会 議)

第3条 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、会議の議長を務める。

- 2 委員長は、委員が欠席する場合は代理者を出席させることができる。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 4 委員会の議事は出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長の決するところとする。
- 5 委員長は必要と認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、説明及び意見を聞くことができる。

(委員会の業務)

第4条 委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 医療ガスに対する知識の高揚と啓発に関すること。
- (2) 医療ガスの安全に関すること。
- (3) 院長の諮問に関すること。
- (4) その他目的を達成するために必要な事項に関すること。

(安全管理体制)

第5条 医療ガス設備の安全管理を適切に行うため、別表2に掲げる「医療ガス安全管理体制」を定めるものとする。

- 2 安全管理責任者は委員会の委員長が務めるものとし、医療ガス全般の安全管理を行い、患者の安全を確保するための業務を統括する。
- 3 監督責任者は委員会の委員である管理班主査が務めるものとし、実施責任者、使用責任者の業務を指導監督するとともに、保守点検ならびに医療ガス設備に係る新設・増設・改造工事等の計画、実施及び完了に伴う試験及び検査を行う。
- 4 実施責任者は包括的維持管理業務委託の受託業者（以下「受託業者」という。）の内から選任された、高圧ガス保安法による資格を有する者が務めるものとし、監督責任者の下に官庁検査立会い、日常・定期的保守点検、点検記録の作成・保管、工事等の指導を行うとともに、監督責任者の業務を補佐する。
- 5 設備管理員は、管理班員及び受託業者が務めるものとし、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 日常点検、定期点検に関すること。
 - (2) 医療ガス設備に異常を認めたときは必要な措置を講じ、その結果を実施責任者に報告すること。
 - (3) 医療ガス設備の図面等必要な図書類の整備に関すること。
 - (4) その他医療ガス設備の整備及び保守に関すること。
- 6 使用責任者は師長及び医療ガスを使用する各部署の長とし、当該部署における医

療ガス設備機器に関して、次に掲げる業務を行う。

- (1) 使用時点検に関する事。
- (2) 医療ガス設備機器の適正な取り扱い方法の周知に関する事。
- (3) 医療ガス設備機器に異常を認めるときは、必要な措置を講じその結果を監督責任者に報告する事。
- (4) その他医療ガス設備機器の使用上の安全確保に関する事。

(保守点検)

第5条 保守点検は次に掲げる項目にしたがって実施するものとする。

(1) 日常点検

- ア 日常点検は外観目視点検を基本とし、事故の防止と早期発見に努める。
- イ 異常を発見した場合は速やかに実施責任者に連絡し、適切な処置を行う。実施責任者は処置記録を作成し、監督責任者に報告する。

(2) 定期点検

- ア 実施責任者は定期点検を実施しようとするときは、関係部署に実施日程等事前に通知する。
- イ 年次点検を行った場合は、使用する設備がすべて安全で所定の機能を備えていることを監督責任者が確認し、安全管理責任者に報告する。

(工事等の留意事項)

第6条 工事等を実施するときは以下の事項に留意する。

- (1) 施工計画書を作成し、実施内容についてあらかじめ安全管理責任者の承認を得る。
- (2) 実施責任者は着工前に文書により使用責任者及び関係部署に周知するものとする。
- (3) 耐圧、試験用のガスは乾燥空気または窒素ガスを用いる。
- (4) 試験区域内のすべてのアウトレット、シャットオフバルブに使用禁止の標識をつける。
- (5) 気密試験はガスの系統ごとに加圧し、複数系統を同時に行ってはならない。
- (6) 気密試験終了後使用ガスの置換を行い、その濃度を確認する。

(非常時の対応)

第7条 医療ガス設備の事故により供給が停止した場合等、非常時の対応は以下のとおりとする。

(1) 簡易供給設備の確保

- ア 使用責任者は非常時の予備供給用として、必要に応じ酸素、笑気等のボンベ及び調整器を確保する。

(2) 非常事態発生時の対応

- ア 設備管理員は直ちに非常事態発生を関係者に知らせるとともに、原因を調査し、早期復旧に万全を尽くすこと。
- イ 使用責任者は直ちに予備設備に切り替える等、患者の安全確保に万全を期すこと。
- ウ 安全管理責任者は患者の安全の確保、その他非常時にとるべき処置について関係者に対し適切な指示を与えること。

(知識の普及・啓発)

第8条 安全管理責任者はパンフレットの配布、講習会等を行い、医療ガス及び設備に関する知識の普及、啓発に努めるものとする。

(附則)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、令和4年4月1日から施行する。